

新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧や水資源の供給、自然環境の保全と癒やしの場を提供すると共に、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど多面的・公共的な機能を担っています。さらに過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域でもあります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなっていますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的な機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であり、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものと考えています。

よって、政府においては、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させるための新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9 月25日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎